

## 2-10 国の法人税率及び国・地方合わせた法人実効税率の国際比較

立憲民主党 福田昭夫

## ○国の法人税率

年	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国
	基本税率	中小軽減税率						
2013	25.5%	15% (注2)	年50千ドル以下 15% 年50千ドル超～ 年75千ドル以下 25% 年75千ドル超～ 年1千万ドル以下 34% 年1千万ドル超 35%	23%	15%	33 1/3%	25%	年2億ウォン以下 10% 年2億ウォン超～ 200億ウォン以下 20% 年200億ウォン超 22%
2014	〃	〃	〃	21%	〃	〃	〃	〃
2015	23.9%	〃	〃	20%	〃	〃	〃	〃
2016	23.4%	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2017	〃	〃	〃	19%	〃	〃	〃	〃
2018	23.2%	〃	21%	〃	〃	〃	〃	年2億ウォン以下 10% 年2億ウォン超～ 200億ウォン以下 20% 年200億ウォン超～ 3,000億ウォン以下 22% 年3,000億ウォン超 25%
2019	〃	〃	〃	〃	〃	31%	〃	〃
2020	〃	〃	〃	〃	〃	28%	〃	〃
2021	〃	〃	〃	〃	〃	26.5%	〃	〃
2022	〃	〃						

- (注) 1. 2021年1月時点における情報。日本及びイギリスについては各年4月から、その他の国については各年1月からの制度内容を記載(下表についても同じ)。
2. 日本においては、年800万円以下の所得に対する中小軽減税率(15%)は2012年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される。
3. イギリスにおいては、2014年度以前には中小企業に対する軽減税率が存在したが、表においては、標準税率を記載している。
4. フランスにおいては、2018年1月1日から2019年12月31日までに開始した事業年度は全企業について課税所得のうち50万ユーロ以下の部分は28%の税率を適用。また、年間売上総額等の条件に当てはまる企業に対して軽減税率が適用されている(事業年度によって条件は変動)。
- 2021年1月1日以降に開始する事業年度においては、年間売上総額が1000万ユーロ以下であり、資本金を全額払込み済かつその75%以上を個人等が保有している企業に対して、課税所得のうち38,120ユーロ以下の部分には15%の軽減税率が適用されている。更に、2019年1月1日以降に開始した事業年度は、年間売上総額が2億5000万ユーロ以上の会社に対して別途税率が定められている(事業年度によって税率は変動)。2021年1月1日から2021年12月31日までに開始する事業年度においては、27.5%が適用されている。
5. 中国においては、小規模企業等は20%、ハイテク企業は15%の税率が適用される。

## ○国・地方合わせた法人実効税率

年	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国
2013	37.00%	40.75%	23.00%	29.55%	33 1/3%	25.00%	24.20%
2014	34.62%	〃	21.00%	29.59%	〃	〃	〃
2015	32.11%	〃	20.00%	29.66%	〃	〃	〃
2016	29.97%	〃	〃	29.72%	〃	〃	〃
2017	〃	〃	19.00%	29.79%	〃	〃	〃
2018	29.74%	27.98%	〃	29.83%	〃	〃	27.50%
2019	〃	〃	〃	29.89%	31%	〃	〃
2020	〃	〃	〃	29.90%	28%	〃	〃
2021	〃	〃	〃	29.93%	26.5%	〃	〃
2022	〃						

- (注) 1. 法人所得に対する税率(国税・地方税)。国税は、複数の税率が存在する国には標準税率の最高税率を適用。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。
2. 2012年度、2013年度の日本の実効税率には基準法人税額の10%の復興特別法人税が含まれている。

(出所) 両表ともに、財務省「参議院予算委員会提出資料」等より作成

出典：参議院予算委員会調査室「令和4年度財政関係資料集」より抜粋